

## 歳末たすけあい援護金申請のご案内

明るいお正月を迎えられるように歳末たすけあい運動でお寄せいただいた募金を、歳末たすけあい援護金として、経済的な支援を要する世帯に対し配分を行っています。援護金の配分を希望される方は、下記内容をご確認のうえ申請してください。なお、今年度は新型コロナウイルス感染を考慮し、銀行振込としますので、申請時に、通帳の見開き1ページ目のコピーもご提出ください。

### ○配分の対象となる世帯

援護金配分の対象となる世帯は、在宅であって10月1日現在、次の(1)(2)(3)全ての条件を満たしていることが必要です。

- (1) 常陸大宮市内に6か月以上居住する世帯
- (2) 生活困窮の状態にある世帯
- (3) 市民税が非課税世帯で、次に掲げるア～オのいずれかに該当する世帯
  - ア. 満75歳以上のひとり暮らし高齢者
  - イ. 満65歳以上のねたきり・認知症高齢者のいる世帯
  - ウ. 準要保護世帯の認定を受けている世帯
  - エ. 重度障害者のいる世帯
    - ①身体障害者手帳1級または2級 ②療育手帳④またはA ③精神障害者保健福祉手帳1級
  - オ. ひとり親家庭(子供は18歳以下)

※上記に該当する場合でも、生活保護世帯や施設入所あるいは長期入院(6か月以上)などの理由で在宅でない場合は対象外となります。

### ○援護金の額と配分の方法

援護金の額は、今年度の歳末たすけあい募金の実績により決定します。

該当世帯には令和3年12月中に、指定口座にお振込します。

### ○提出書類

(1)「歳末たすけあい援護金配分申請書」(2)「通帳見開き1ページ目のコピー」  
(申請書は市社会福祉協議会本所・各支所にあります。また、9月27日発行の社協だより「新星」にも掲載されています)。

### ○申請受付期間・提出先

- (1) 受付期間 令和3年10月1日(金)～令和3年10月29日(金)
- (2) 提出先 お住まいの地区を担当する民生委員、または常陸大宮市社会福祉協議会本所・各支所へ直接提出してください。  
申込について、ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

**問 社福** 常陸大宮市社会福祉協議会 ☎53-1125

山方支所 ☎57-6826 美和支所 ☎58-3311 緒川支所 ☎56-2857 御前山支所 ☎55-2733

## 土地建物利用状況変更時の届出について

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準として課税されます。

土地や建物の利用状況に変更があった場合は、不動産登記法により法務局での手続きが必要となりますが、変更登記や不動産登記がされていない場合は、必ず市役所へ連絡をお願いします。

### 【土地の利用状況が変更になったとき】

利用状況を変更した場合は、市役所へ必ず連絡をお願いします。

(例)住宅を解体して駐車場などにした  
山林を伐採して太陽光発電設備を設置した など

### 【建物を新築・増築したとき】

家屋調査がお済みでない方は、お早めに税務徴収課資産税Gまでご連絡ください。

※居宅・物置・車庫・店舗・作業所等、面積の大小に関わらずすべての建物

### 【建物を取り壊したとき】

「建物滅失届」を市役所へ提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されてしまうことがあります。また、登記されている場合は、法務局で滅失の手続きをしてください。

### 【未登記建物の所有者に変更があったとき】

相続、売買などにより未登記建物の所有者を変更した場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を市役所へ提出してください。なお、相続や売買に係る変更については相続関係が分かる書類の写し、売買契約書の写し等を添付してください。

※提出期限 令和3年12月28日(火)

※提出先 税務徴収課または各支所

※その他 提出書類は窓口には備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

**問 本庁** 税務徴収課資産税G ☎52-1111 内線235

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111